

毛利栄子議員の2月県議会一般質問の答弁の要旨を紹介します。一般質問、答弁の全文はホームページの[議会の様子](#)からご覧いただけます。



「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」案と障がい者施策について

毛利 条例案では差別解消のための手立てとして相談体制が規定されている。差別されたと感じた障がい者が気軽に相談でき、紛争の場合の対応など、条例の趣旨に沿った役割を十分果たすことができるワンストップの相談センターとしての機能をもったものにしてほしい。

知事 今回、先行して昨年の10月から相談員を増員し相談体制の強化を図っている。障がい者差別相談窓口を、ワンストップの相談センターとしてより強力に周知し、県民、事業者の方が相談できる体制を整えていく。

毛利 条例が制定されれば県が差別解消や合理的配慮に努めなければならない責務が生じる。①これを契機に、障がい者の医療費を現物支給にしていいただきたい。②知事会見は手話だけでなく、リアルタイムでの字幕表示をすぐにでも実施していただきたい。

知事 ①障がい者の医療費助成はペナルティー措置がかかっており、国に対してこのペナルティーの廃止を強く求める。国レベルの社会保障として、国の制度として創設すべき。②リアルタイムでの配信は正確性を確保するため今の時点でまだ実現できていない。課題が多く、今後様々な手法の検証を行いながら、導入の可能性について検討する。

毛利 障がい者の立場に立った施策として、一日も早い実現を求める。

教員のわいせつ事案に対する県教委の対応について

毛利 通報した教員は、教育委員会幹部がわいせつ行為を行った学校の関係者であったために隠ぺいが行われたのではないかと訴えているようだが、教委の隠ぺい疑惑に関して報告書は触れていない。見解を伺う。

教育長 当時の高校教育課では元教諭の行為がわいせつな行為にあたらないと判断し、その後の事案の対応を進めたものであり、隠ぺいは行われていないと認識している。

毛利 教職員によるわいせつ事案が後を絶たない中で、今回の事案を踏まえ、県教委事務局や教育事務所など指導的立場にある部署が「わたくし事」として捉え、性暴力に対する子どもの権利を主体とした厳格な捉えなおしをすることがまず大事ではないか。

教育長 県教委の組織の中で生徒の人権に対する意識の希薄さを痛感した。今後は自分のこととして根絶に取り組む必要がある。

毛利 教えてやる対象、管理の対象として捉える子ども観から脱却し、魂の殺人と言われる性暴力が一日も早く教育現場からなくなり、閉鎖的と言われがちな教育委員会が風通しの良いものになることを願う。

◆質問を終えて◆

障がい者への差別禁止と合理的配慮を求める条例を新設する一方、障がい者医療費の窓口無料には背をむけ続ける県政は、あまりに弱者に冷たいと痛感しました。

